

加古川中央市民病院 新生児救急搬送車両運行業務 仕様書

地域の産婦人科医院等で出産した病気の新生児を、加古川中央市民病院（以下「当院」という）の医師等の管理のもとで当院まで救急搬送を行うための「新生児救急搬送車両」の運行に関する業務。

1. 業務名 加古川中央市民病院 新生児救急搬送車両運行業務
2. 委託期間 自 2026年4月 1日
至 2031年3月31日
3. 運行時間 24時間365日出動の可能性あり
(他医療機関からの要請を受け出動するため、出動日時は未確定)
4. 運行車両 救急車（普通自動車）
(車種：トヨタ ハイメディック)
5. 業務内容
 - (1) 車両運行業務
 - ① 受託者の営業所等で待機し、当院からの連絡を受け、30分以内に当院に到着すること。
 - ② 運行車両に必要な医療資機材を積載、当院の医師・看護師等を、緊急走行にて指定の診療所等まで搬送、収容した患児を乗せ、当院まで緊急走行にて搬送する。
※ より高度な治療が必要な新生児の場合、当院より県立こども病院（神戸市）等へ救急搬送する場合がある。
 - ③ 搬送終了後は、指定のガソリンスタンドにて給油し、車内清掃後、所定の場所に運行車両を駐車する。
 - (2) 車両点検・清掃
週1回、運行車両の点検・清掃（洗車等）を行い、問題箇所がある場合は委託者に速やかに報告する。定期点検、修理等の際には、必要に応じて業者への持ち込み等を行う。
 - (3) その他業務
運行業務の状況（運行時刻、行き先等）及び運行車両の点検整備に関する状況については記録を作成し、定期的に委託者へ報告すること。
(1) から (2) に掲げる業務に付随する業務、その他管理車両の運行及び管理のために必要な一切の業務。

6. 想定出動範囲・時間・回数（見込み）

- (1) 兵庫県南部地域（例外あり）
主に、加古川市・高砂市・稲美町・播磨町（6割程度）
その他は、北播磨地域（小野市、西脇市など）、当院から神戸市への搬送あり
- (2) 平均出動時間 2時間30分程度
＜参考＞ 市内：50～60分、西脇・神戸方面：3時間程度
- (3) 平均出動回数
月平均8件、年間100件程度

7. 任意保険の加入

（トヨタ ハイメディック）

受託者は、不測の事故に備えて、契約期間中任意保険に加入し、事故が発生した際には、被害・加害を問わず誠実に対応し解決すること。

なお、任意保険は、以下の内容を下限とした保険に加入すること。

対人賠償：無制限

対物賠償：無制限

搭乗者傷害：1名につき3,000万円

人身傷害補償：1名につき3,000万円

車両保険：上限額

8. 経費の負担

人件費、任意保険料及び運行記録の作成等事務にかかる経費は、委託料に含まれるものとする。自賠責保険料、重量税、燃料費、定期点検・継続点検の費用及び消耗品費等車両の維持に必要な経費は、委託者の負担とする。

9. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。

10. その他

- (1) 担当の業務管理責任者を置き、業務の指揮監督にあたること。
- (2) 運転者が業務に従事している間は、受託者所定の制服を着用するとともに、身分証明書を携帯すること。
- (3) 緊急事態発生時をはじめ、運行に支障が生じたときは、委託者の指示に従いスムーズな対応をとること。
- (4) 運行車両にて事故が発生した際は、損害賠償事務を含め、誠実に対応すること。
- (5) 点検・修理等で運行車両が使用できない場合は、当院が所有している成人救急搬送車両を運行して医師及び看護師を指定の診療所等まで搬送する。
〔当該診療所等からは、消防本部の救急自動車により転院搬送される。〕
- (6) 毎週木曜日午前11時に、病院職員が車両に積載している器材の点検を実施するのと同席すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、定めるものとする。